

令和 7 年度 地域医療体制整備事業費補助金交付要綱 (訪問看護ステーション対象)

(趣旨)

第 1 条 在宅医療・介護連携の推進を図り、地域で必要とされる医療サービスの提供体制を充実させるため、訪問看護ステーションの訪問看護用車両・医療資器材等の購入に対する支援を行うことにより、65 歳以上の人口が日本の全人口の 35%を占め、人口減少と高齢化が進展する 2040 年を見据えた医療提供体制の確保を図ることを目的に、次条等に規定する事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この補助金の交付対象者は次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）とする。
訪問看護ステーション機能強化環境整備に取り組もうとする県内のサテライト事業所を除く訪問看護ステーション

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 訪問看護車両整備事業

令和 7 年度において下記のア) からウ) までの全てに該当する見込みがある訪問看護ステーションが行う中古品を除く訪問看護用の自動車・電動アシスト自転車、バイクの購入（交付決定通知発出前の購入は交付対象外。）

※ただし、助成対象は車両種を問わず、直近 5 年間（令和 2（2020 年）年度以降）の地域医療体制整備事業費補助金（訪問看護車両整備事業）の助成を受けていない訪問看護ステーションに限るものとする。

ア) 常勤看護師（准看護師は含まれない） 数 5 人以上または看護職員の常勤換算数が 7.0 以上であること

イ) 24 時間対応体制加算の届出を行っていること

ウ) ターミナルケアの取扱件数が令和 6 年度に年間 5 件以上あり、令和 7 年度にそれ以上の取扱があること、または医療依存度の高い患者（精神科の患者を含む）への対応を行っていること

(2) 訪問看護機器導入支援事業

令和 7 年度において下記のア) からウ) までの全てに該当する見込みがある訪問看護ステーションが行う中古品を除く訪問看護機器（パルスオキシメーター/喀痰吸引器/残尿測定器/カフ圧測定器/CO2 測定器/タブレット型コンピュータ等）を導入するために購入すること（交付決定通知発出前の購入は交付対象外。）

※タブレット型コンピュータの購入に関しての助成対象は、令和 2（2020 年）年度以降の地域医療体制整備事業費補助金（訪問看護機器導入支援事業）の助成を受けてタブレット型コンピュータを購入していない訪問看護ステーションに限るものとし、併せて①購入したタブレット型コンピュータで滋賀県医療情報ネットワーク「びわ湖あさがおネット」を使用すること、②滋賀県知事に対し購入したタブレット型コンピュータを法定耐用年数が経過するまで訪問看護の業務に使用することを誓約できることを要する。

- ア) 常勤看護師（准看護師は含まれない）数 5 人以上または看護職員の常勤換算数が 7.0 以上であること
- イ) 24 時間対応体制加算の届出を行っていること
- ウ) ターミナルケアの取扱件数が令和 6 年度に年間 5 件以上あり令和 7 年度にそれ以上の取扱があること、または医療依存度の高い患者（精神科の患者を含む）への対応を行っていること

（ 3 ） 在宅人工呼吸器使用者非常用電源導入支援事業

令和 7 年度において、下記のア) に該当する見込みがあり、かつ、補助金交付申請時点でイ) に該当する訪問看護ステーションが行う在宅人工呼吸器患者に貸し出せる中古品を除く非常用電源装置を導入するために購入すること（交付決定通知発出前の購入は交付対象外。）

- ア) 24 時間対応体制加算の届出を行っていること
- イ) 人工呼吸器使用患者への対応を行っていること

（対象経費および補助金の額）

第 4 条 補助対象経費は別表に定めるとおりとし、補助額は、次の（1）から（3）により算出するものとする。

- （1）別表の第 3 欄に定める補助基準額と第 4 欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額に別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額と第 6 欄に定める補助額上限の額を比較して少ない方の額を選定する。
- （3）（2）により算定された額を補助額とする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助事業者は交付申請書（様式第 1 号）に同交付申請書に記載する関係書類を添えて、公益社団法人滋賀県看護協会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに提出することとする。

（交付決定）

第 6 条 会長は前条の交付申請書を受理後、当該申請書の審査および必要に応じて行う事情聴取等により、その内容を審査し、県との協議を経て、各補助事業者に交付決定を行い、補助事業者へ通知することとする。

（変更申請）

第 7 条 補助事業者は前条の交付決定通知受理後に事業の内容を変更しようとする場合、または事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、あらかじめ変更交付申請書（様式第 2 号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。
また、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の交付決定通知受理後に内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、速やかに会長に報告し、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、第 6 条の交付決定通知受理後、実績報告書（様式第 3 号）に同報告書に記載する関係書類を添えて、会長が別に定める日までに提出することとする。

(額の確定)

第 10 条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合、当該報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知することとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による交付額確定通知受理後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 4 号）を会長が別に定める日までに提出することとする。

(補助金の交付決定の取消)

第 12 条 会長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付の決定のすべてまたは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について、交付すべき補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 会長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

ただし、補助事業等により取得し、または効用の増加した購入単価が 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業等により取得し、または効用の増加した購入単価が30万円以上の機械及び器具を会長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を公益社団法人滋賀県看護協会に納付した場合、または、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 会長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を公益社団法人滋賀県看護協会に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(立入検査等)

第16条 会長は、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、調査もしくは検査に立合わせ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

2 会長は、補助金などの交付の決定をするにあつては、必要に応じて補助事業者に対して報告させ、調査もしくは検査に立合わせ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

(電子情報処理組織による申請等)

第17条 補助事業者は第11条に基づく補助金交付請求書（様式第4号）以外の申請・変更・実績報告様式およびそれに付随する関係書類の提出については電子情報処理組織を使用して行うこと。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

別表※補助対象経費は消費税および地方消費税を除く。また、「生産性向上・職場環境整備等事業」において補助金の交付を受けている機器等を除く。

1 補助事業名	2 補助対象事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率	6 補助額上限	7 事業全体補助額上限
(1) 訪問看護車両整備事業	第3条(1)ア)からウ)までの全てに該当する訪問看護ステーション	1 訪問看護ステーションあたり 1,000 千円	訪問看護用自動車の購入にかかる経費（備品購入費）	3/4	1 訪問看護ステーションあたり 750 千円	助成総額 3,750 千円の範囲内で別に定める額
		1 訪問看護ステーションあたり 200 千円	訪問看護用バイクの購入にかかる経費（備品購入費）		1 訪問看護ステーションあたり 150 千円	助成総額 450 千円の範囲内で別に定める額
		1 訪問看護ステーションあたり 100 千円	訪問看護用電動アシスト自転車の購入にかかる経費（備品購入費）		1 訪問看護ステーションあたり 75 千円	助成総額 375 千円の範囲内で別に定める額
(2) 訪問看護機器導入支援事業	第3条(2)ア)からウ)までの全てに該当する訪問看護ステーション	1 訪問看護ステーションあたり 300 千円	訪問看護の業務に使用する次の機器①パルスオキシメーター②喀痰吸引器③残尿測定器④カフ圧測定器⑤CO2測定器⑥タブレット型コンピュータ <u>等</u> の購入に係る経費（備品購入費、需用費）	1/2	1 訪問看護ステーションあたり 150 千円	助成総額 2,400 千円の範囲内で別に定める額
(3) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源導入支援事業	第3条(3)ア)に該当する見込みがあり、かつ、補助金交付申請時点でイ)に該当する訪問看護ステーション	1 訪問看護ステーションあたり 212 千円	非常時において在宅人工呼吸器使用患者へ貸し出せる簡易自家発電装置、蓄電池の購入に係る経費	1/2	1 訪問看護ステーションあたり 106 千円	助成総額 1,696 千円の範囲内で別に定める額

令和7年度地域医療体制整備事業費補助金 要確認事項

令和7年度地域医療体制整備事業費補助金に関する要確認事項をQ&A形式で掲載しています。「交付要綱」と合わせて必ずこちらをご確認ください。

【文書内表記について】

①要綱第3条記載の補助対象事業の表記は下記の通りとします。

事業(1)＝訪問看護車両整備事業

事業(2)＝訪問看護機器導入支援事業

事業(3)＝在宅人工呼吸器使用者非常用電源導入支援事業

②「車両」とは特に記載が無ければ補助対象品である「訪問看護用の・自動車・バイク・電動アシスト自転車」全てを指します。

I. 交付対象となる事業・交付要件について

Q1. 補助金の交付対象となる事業とは？

A.

要綱第3条記載の要件に該当する見込みがある訪問看護ステーション（サテライト事業所を除く）による

事業（1）訪問看護用車両（中古品を除く）の購入

事業（2）訪問看護機器を導入するために購入すること（中古品を除く）

事業（3）在宅人工呼吸器患者に貸し出せる非常用電源装置を導入するために購入すること（中古品を除く）

※全ての事業において、交付決定通知発出前の購入は交付対象外。

（交付要綱-第3条-（1）（2）（3） 第12条）

全ての事業において交付された補助金を補助対象事業以外の他の用途に使用した場合は交付決定後であっても、全て又は一部を取り消す場合があります。また、購入車両・機器・非常用電源等は新品である必要があり、交付決定通知発出前の購入は交付対象外です。

Q2. 補助対象となる訪問看護ステーションの要件とは？

A.

各事業に対し、要綱第3条に記載されている要件全てに当てはまるステーションです。 （交付要綱-第3条）

事業（1）、事業（2）においてはア）からウ）および※ただし...に記載された内容、事業（3）においてはア）イ）に当てはまるステーションとなります。

要件確認として、要綱第5条に規定する交付申請書および要綱第9条に規定する実績報告書に加え別途各種様式により、要件を満たしていることの要件確認書・各種誓約書を提出していただきます。（提出が必要な要件確認書は事業により異なります。）申請時には要件を満たしていたが、実績時に要件に当てはまらない場合は補助対象とはなりません。

Q3.

地域医療体制整備事業費補助金の交付実績があるが申請できるか？

A.

車両およびタブレット型コンピュータは申請に制限があります。

（交付要綱-第3条（1）及び（2）の「※ただし、～…」

事業（1）における車両の交付実績（車両種は問わない）・事業（2）におけるタブレット型コンピュータの交付実績がある場合、交付年度によっては本年度の申請ができません。詳細は要綱をご確認下さい。

Q4.

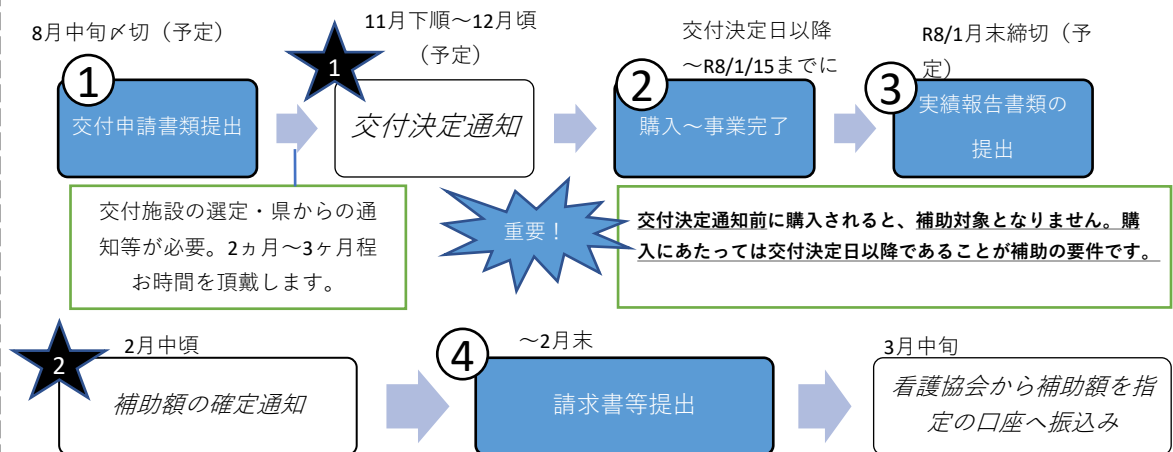
申請～補助金交付の流れを教えてください

A.

要綱および、下記「申請から交付までの流れ（予定）」をご覧ください。

申請ステーションへはその都度提出物に関してのご案内をいたします。

令和7年度地域医療体制整備事業費補助金申請から交付までの流れ（予定）



○①～④は施設様のTODOです。書類の提出は期限厳守でお願い致します。

○★マークは滋賀県看護協会からお送りする各種通知です。

①交付申請書類を滋賀県看護協会（以下、看護協会）に提出（8月中旬×切予定）→

★1・看護協会から「交付決定通知」発出（11月下旬～12月頃予定）→

②申請車両・機器を購入～事業完了※

※（看護協会からの「交付決定通知」記載の日付以降～R8/1/15までに）→

③実績報告書類を看護協会に提出する→

★2・看護協会から補助額の「確定通知」発出（R8/2月中旬予定）→

④請求書等を看護協会に提出→★看護協会から指定口座へ交付金振込み（R8/3月中旬）

I-2. 事業(1)・事業(2)における 交付要件について

①事業(1)・事業(2)における交付要件ア)に関して…

Q5.

「在籍はしているが勤務実績の無い職員（例・産休・育休中等）」は「常勤看護師数5人以上」の実数に含めて良いか？

A.

基本的には含まれません。

常勤看護師数および看護職員の常勤換算数は申請時および実績報告時の勤務実績に基づき算定して下さい。申請後に当該ケースが発生した場合はご報告下さい。県担当者との協議によっては交付決定後でも人員が実績報告時に交付要件ア)を下回る場合は要件に当てはまらなとみなし、交付決定を取り消す可能性があります。

Q6.

管理者以外の「『常勤で兼務』の看護師」を「常勤看護師数5人以上」にカウントしてよいのか？

A.

県担当者と協議したうえで判断します。訪問看護ステーションサテライト事業での勤務時間は「常勤の勤務すべき時間数」に含めてよいと考えます。

◆厚生労働省発出令和6年3月5日付け保発0305第13号「「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について」を参照のこと

- 1) 管理者の兼務に関する考え方は第三（2）①のイ・ロ・ハに当てはまれば認められる。
- 2) 管理者以外は、第三2（1）③において、「従たる事業所（＝訪問看護ステーションサテライト事業所）があるときは、看護職員の勤務時間数には、従たる事業所における勤務時間数も含めるものとする。」となっているため、訪問看護ステーションとそのサテライトで従事する場合、サテライトでの勤務時間も「常勤の勤務すべき時間数」に含めてよいと考える。それ以外の施設（併設の介護施設等）での勤務時間数は含まれない。（訪問看護ステーションで常勤の勤務すべき時間数勤務していれば、それに加えて他施設（併設の介護施設等）で兼務をしても、本補助金の対象となる「常勤」と考えてよい。）
- 3) 上記1）・2)以外で「常勤で兼務」の看護師は、詳細を確認し、県担当者と協議した上で要件ア)における「常勤看護師5人以上」にカウントしてよいのか判断します。

Q7.

「常勤看護師数5人以上」に准看護師は含まれるか？

A.

含まれません。「常勤看護師数」に含まれるのは、看護師および訪問看護業務に従事する保健師となります。

ただし、「看護職員の常勤換算数が7.0以上」の要件には准看護師も含めます。（「看護職員」は保健師、看護師または准看護師を指すため）

②事業(1)・事業(2)における交付要件ウ)に関して…

Q8.

(…前略…)「または医療依存度の高い患者（精神科の患者を含む）への対応を行っていること」の「医療依存度の高い患者への対応」とは？

A.

特別管理加算実績の有無が主な基準です。また、精神科医療（精神科訪問看護）は別途定めがあります。（下記参照）

・特別管理加算は取れないが「医療依存度の高い患者への対応」と判断される事例は様式に記載していただき、要件として認められるか県と審議をいたします。

・精神科医療（精神科訪問看護）においては、下記のいずれかに該当する場合は要件として認められます。

- ①精神科特別訪問看護指示書の交付を受けた患者への対応
- ②措置入院者で退院後支援に関する計画に基づき支援を受けている患者への対応

I-3. 事業(3)における 交付要件について 事業(3)における交付要件イ)に関して…

Q9.

交付申請時点で「イ）『人工呼吸器使用者への対応を行っていること』」に該当する訪問看護ステーションとは？

A.

交付申請時点で「人工呼吸器使用者を受け入れている訪問看護ステーション」のことです。

申請時点で人工呼吸器使用者の受け入れ中である実績が必要です。申請前の受け入れ実績、受け入れ体制はあるが、申請時点での実績が無い場合は対象外です。

Q10.

交付申請時点では人工呼吸器使用者の受け入れ実績有だったが、その後、受け入れ無しとなった。交付対象となるか？

A.

県担当者と協議し交付対象とするか判断いたします。機器購入前にご連絡下さい。

急な解約や亡くなられた等、利用者の状況にも左右されるため、申請後に当該ケースが発生した場合は機器購入前にご連絡下さい。

Ⅱ・申請～購入～事業完了～実績報告～交付金振込に関して

Q11.

交付決定の通知や補助金振込みの時期は指定できますか？

A.

できません。

当事業は県内の訪問看護ステーション全体を取りまとめて一括で県に申請し、県担当者の決定を待って申請ステーションへ交付決定等を行ってまいります。**交付決定の通知や交付金の振込の時期に関して個別にご対応することはできない事をご承知いただいたうえで申請をお願い致します。**

Q12.

購入金額を満額助成してもらえるの？

A.

満額ではございません。各事業・各対象品に補助基準額もしくは補助対象経費に対しての補助率と補助額上限がございます。(交付要綱-第4条・別表)

交付要綱-第4条 および・別表をご確認下さい。

Q13.

申請した希望通りの製品・台数を購入できるの？

A.

各事業に助成総額に上限があり、ご希望に添えない可能性があることをご理解下さい。(交付要綱-別表)

当方で定めた優先順位に基づき事業所の選定、台数・個数制限等を行います。申請後、再度お見積り・申請書類を提出頂く場合もございます。

Q14.	1ステーションが（１）（２）（３）事業の全てに申請、補助対象車両・補助対象訪問看護機器・非常用電源を複数種申請することは可能？
A.	各事業の交付要件に当てはまり、補助基準額の範囲内であれば要綱上は可能ですが、申請施設が多数の場合は希望順位の高い補助対象品を優先して選定させていただきます。 <u>（交付要綱-第3条（１）（２）（３）・別表）</u>

複数事業種・および補助対象品を申請される場合は確認様式「補助対象品希望順位確認書」にて希望順位を定めてもらいます。申請施設が多数の場合は、希望順位の高い補助対象品を優先して選定させていただきます。

Q15.	交付決定後、いつまでに購入・支払い・納品をする必要があるの？
A.	<u>交付決定日の日付～令和8年1月15日（木）までに購入・支払い・納品を完了させてください。それをもって「事業完了」とみなします。「事業完了後」に実績報告書類を提出して下さい。申請者は予め販売店および事務・経理担当者等に納期・各種手続きの完了時期、入金時期を確認し、期日までの事業完了が可能か判断したうえで申請をして下さい。</u> ・自動車は<u>R8年1月15日までの購入・支払い・納品に加え自動車検査証の登録手続きが完了していることが必要です。</u> ・実績報告時に販売店発行の納品書・請求書に加え支払い完了が確認できるもの（領収書・振込確認書等）が必要となります。 ・クレジットカード払いについては、決裁をした日ではなく、引き落としをもって「事業完了」となりますので、<u>令和8年1月15日（木）までに引き落としが完了していることが確認できるものの提出が必要です。</u>締日・支払い日にご注意下さい。 ※支払いに関し、決められた日（月末など）以外に入金作業が出来ない、等の施設・法人の事務手続き上の決まりに個別に配慮することは一切できません。



各種期日は厳守をお願い致します。
 滋賀県看護協会は事業年度中に交付決定施設全てに補助金を入金する必要があります。そのため、1月末には交付決定した全施設の実績報告が揃っている必要があるため各種期日を定めております。ご協力をお願いいたします。

Q16.

販売店都合（購入予定車両・機器の在庫不足等）で令和8年1月15日（木）までの納入・支払いができない。どうすればよいか。

A.

見積（申請）時点で販売店に確認・相談のうえ、期日までの購入・支払いにご協力下さい。

見積もり（申請）時点で販売店に交付決定後（12月以降）の注文になっても令和8年1月15日（木）までの納入・支払いが可能かを確認しておいて下さい。在庫確保などの対応は申請施設の判断にお任せしますが、注文・購入に至らなかった場合のキャンセル料などの補填はできかねます。

Ⅲ・車両、機器および非常用電源に関して

Ⅲ-1. 事業(1)～(3) 共通

Q17.

オプション品・キャリーケース・保険料なども補助の対象になるの？

A.

いいえ、本体のみです。

車両、機器および非常用電源の本体以外は補助の対象にはなりません。オプション品・各種税金・保険金（盗難含）・リース料・通信費・キャリーケース等は対象外です。ただし車両においては車両にステーション名を明記するための工賃・材料費は補助対象とします。（Q20参照）

Q18.

見積書・請求書には合計額だけ書かれていればいいの？

A.

いいえ。税抜き単価・全体の支出額の税抜き価格とその明細が確認できる必要があります。（交付要綱-別表）

補助対象の車両、機器および非常用電源の税抜き単価から補助額を算出します。

見積書・請求書は下記①～④のように作成するよう、販売店にご依頼下さい。

①宛名を法人名ではなく訪問看護ステーション名とする

②車両、機器および非常用電源の本体価格とその他諸経費が区別された明細が明記されている

③税込み・税抜き価格が区別して記入されている

④値引きがある場合は何にかかるものか明記されている※

※値引きが車両および機器本体にかかる場合値引き後の金額から補助額を算出します。

◆Q18補足...ネット通販での購入は、税抜き単価・全体の支出額の税抜き価格等が確認できない、また、タイムセール等で価格や在庫の変動がある等の理由から推奨しておりません。販売店を通したご購入をご検討下さい。

Q19.

申請時点から購入車両、機器および非常用電源の金額や品番が変更になった場合はどうしたらよいですか。

A.

- ・ 交付決定前...早急に再度申請書類を提出して下さい。
- ・ 交付決定後...車両、機器および非常用電源購入前に変更理由書と変更申請を提出して下さい。（交付要綱-第7条）

変更が発生した時点ですぐに看護協会へご連絡下さい。交付決定後は基本的に変更はできませんが、やむを得ない場合は必ず車両、機器および非常用電源購入前に変更申請を提出して下さい。県と協議したうえで変更を受理するか判断いたします。

※金額が同じでも車種や機器の品番等が変わる場合も届けが必要です。「申請した内容（金額・車両・機器種・品番）に対しての交付決定である」ということをご理解下さい。

Ⅲ-2. 事業(1)における車両購入に関して

Q20.

車両本体以外に補助対象となるのはこういったものですか？

A.

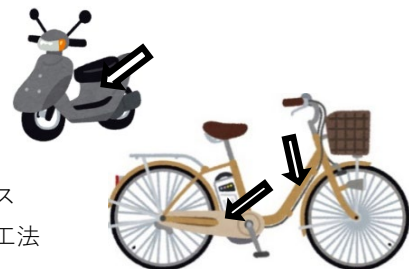
車両本体にステーション名を明記するための必要経費は補助対象となります。（剥がれない工法での印字工賃・ラベル代など）※車両本体に「訪問看護ステーション名」が記載されている写真の提出が実績報告時に必須となります。（交付要綱要綱-第1条・第3条-（1） ・第12条）

車両のよく見える位置（側面2ヶ所等）に剥がれない工法で「訪問看護ステーション名」が明記されていることが確認できる写真の提出が実績報告に必要です。それに伴う外注工賃およびテプラ等のラベル代は補助対象となります。※工賃・ラベル代を交付対象として申請しない場合も、車両にステーション名を明記することは必須です。また、申請訪問看護ステーション以外の事業所名が記載されている場合は訪問看護以外の用途に使用するとみなし、工賃を交付対象として申請する、しないに関わらず当事業の対象とはいたしません。交付決定後でも交付決定の取消を行います。



・ 貼付場所の例...

よく見える任意の位置で結構です。



「訪問看護ステーション名」を車両本体に「剥がれない工法（文字ステッカー、印字等）」で記載して下さい。マグネット等、剥がれる工法は対象になりません。

Q21.

同一法人内の「訪問看護ステーションではない事業施設」用の車両は対象となるか。また、訪問看護ステーション以外の施設名を車両本体に明記してもよいか？

A.

申請対象となりません。また、訪問看護ステーション以外の施設名が明記されているものは訪問看護以外の他の用途に使用するとみなし、補助対象となりません。

(交付要綱-第1条・第3条-(1) ・第12条)

訪問看護ステーションにおける訪問看護用に使用する車両の購入に対する補助金となりますことをご理解下さい。

Q22.

車両販売店が車両本体への訪問看護ステーション名の明記に対応していない場合は？

A.

下記①②のいずれかをお選び下さい。

- ①車両販売店とは別の店舗に依頼する。(見積・請求はそれぞれ必要)
- ②剥がれない工法で自作する。

②自作の場合は、ラベル代のみが対象となります。テプラなどの印刷媒体本体、印刷用インク等は対象外となります。

訪問看護用の車両であるという確認のために、車両本体に申請ステーション名を明記すること・およびその写真の提出は必須です。



Q23.

「ペダル付原動機付自転車」(電動で自走する機能を備え、電動のみ、又は人力のみによる運転が可能な自転車)は補助対象となりますか？

A.

「バイク」で申請可能です。

「ペダル付原動機付自転車」は道路交通法上の「原動機付自転車」に当たり、走行に免許・ナンバープレートの登録が必要です。「電動アシスト自転車」とは全く別のものとなりますのでご注意ください。

参考：警視庁HP内「電動アシスト自転車」と「ペダル付き電動バイク」の違いについて

URL https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/pedal.html

Q24.	電気自動車・小型特殊自動車等は補助対象となりますか？
A.	電気自動車については、補助対象となりますが、その他の特殊な車両について検討される場合は、申請前にお問い合わせ下さい。県担当と協議いたします。
一般的な自動車ではない車両を検討される場合は、その車両を必要とする理由書をカタログ等の資料と共にご提出いただき、当事業の目的と合致するか、どの区分（自動車・バイク等）で補助するか等、県担当者と協議をさせていただきます。	

Ⅲ-3. 事業(2)における訪問看護機器購入に関して

Q25.	要綱第3条（2）の「訪問看護機器...（中略）/タブレット型コンピュータ等」の「等」にはどのような訪問看護機器が含まれるの？
A.	原則は訪問看護業務に使用する ①体温計 ②血圧計 ③体重計 ④ポータブルエコー⑤ディスポーザブルマノメーターです。
上記①～⑤以外の機器に関しては、申請前に対象となるかお問合せ下さい。その際、機器の申請理由・具体的な用途などを文書（書式自由）でご提出いただく場合がございます。	

Q26.	【別表】「～略～また、「生産性向上・職場環境整備等事業」において補助金の交付を受けている機器等を除く」に関して、機器の申請・交付が当事業と重複していないことはどのように確認されるのですか？
A.	県の「生産性向上・職場環境整備等事業」担当部署が確認します。当事業との交付の重複が確認された場合は、申請の取り下げや、当事業交付決定後でもその取消・交付額の返還が発生します。
「生産性向上・職場環境整備等事業」と当事業における機器の申請・交付が重複していないことを証明する書類などの提出は不要ですが、 <u>重複が判明した場合、申請の取り下げや、交付決定後でもその取消を行います。また、交付額支払い後の場合は返還が必要となります</u> ので、申請の前に重複がないかご確認下さい。	

Q27.

【別表】「～略～また、「生産性向上・職場環境整備等事業」において補助金の交付を受けている機器等を除く」に関して、当事業と重複する可能性があるのはこういった「機器」でしょうか？

A.

主に事業（２）におけるタブレット型コンピュータが考えられますが、他機器も重複の可能性があります。

詳細は県HP「生産性向上・職場環境整備等事業について」URL↓
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/342561.html>
のQ&A等をご確認下さい。

Ⅲ-4. タブレット型コンピュータの申請に関して

Q28.

タブレット型コンピュータの機種は自由に選べるの？

A.

いいえ。加入とその使用が補助要件である「びわ湖あさがおネット」を利用できるモバイル端末（タブレット型コンピュータ）は令和7年7月現在 i P a d のみとなるため、i P a d の購入をお願いしています。また、iPhoneは当事業の補助対象外です。 （びわ湖あさがおネットHP参照）

詳細はびわ湖あさがおネットHP内【よくあるご質問】をご覧ください。
U R L : <https://www.biwako-asagao.net/>

Q29.

要綱第3条（２）の「ただし...（中略）...併せて①購入したタブレット型コンピュータで滋賀県医療情報ネットワーク「びわ湖あさがおネット」を使用すること、...（略）」とはどのように確認されるのですか？

A.

実績報告時に①**びわ湖あさがおネット内のメール機能**を使用して指定のアンケートの送信②購入したタブレット型コンピュータ上に**びわ湖あさがおネットが表示されている写真・画像の提出**をもって使用しているとみなします（予定）。

びわ湖あさがおネットに加入しているが、購入したタブレット型コンピュータで使用をしていることが確認できない場合は実績として認められません。

Q30. びわ湖あさがおネットの加入・利用に関しての問合せをしたいのですが

A. びわ湖あさがおネット事務局に直接メールをしてお問合せ下さい。

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会「びわ湖あさがおネット」事務局

e メール: contact@biwako-asagao.ne.jp

HP: <https://www.biwako-asagao.net/>

IV・その他

Q31. ・ 交付要件はどのように定められるのか？
・ 交付要件に当てはまらないが、申請できませんか？

A. 県要綱をもとに要綱制定しております。交付要件に当てはまるか否かも県の意見を根拠として判断しております。
交付要件に当てはまらない施設の申請は受け付けられません。

当事業は県が定める要綱をもとに、滋賀県看護協会が事務業務等の実務を担当しております。交付要綱および交付要件に関しても県要綱で定められており、滋賀県看護協会が定めているものではないことご了承下さい。また、当事業の運営方法についても県に確認し、了承を得たうえで実施しております。

また、協会宛てにいただいた当事業の交付要件に関してご意見・ご要望等は、その都度、協会から県担当者へお伝えしております。

※こちらに記載されていることをご覧いただいたうえで、交付要綱や申請に関するご質問がありましたら、滋賀県看護協会 訪問看護支援センターまでご連絡下さい。

公益社団法人滋賀県看護協会 訪問看護支援センター

〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目11番51号

TEL: 077-564-6708 (訪問看護支援センター)

077-564-6468 (代表) FAX: 077-562-8998

E-mail: svn-shien@shiga-kango.jp

